平成２７年（フ）第３９３号
東京都八王子市長房町630番地４第２長房コーポ８号
債務者　清野　友子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６６号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番19号
債務者　大場　一也
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
釧路市南大通４丁目１番1062号　602号室
債務者　中村喜美枝
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１３号
栃木県宇都宮市宮原１丁目１番19号
債務者　植竹　博美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０４号
岡山市中区西川原77番地17
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０号
岡山市北区西長瀬1229番地３
債務者　橘川　明徳
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００号
岡山市中区原尾島１丁目８番16号
債務者　佐賀　祐子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１号
岡山市中区平井４丁目12番14―403号
債務者　三木なお子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
熊本県阿蘇市三久保215番地359
債務者　松田　周平
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月11日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
熊本県水俣市わらび野４番28号　嶋田アパート１号室
債務者　小林　良太
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月12日午前10時15分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第６４９号
横浜市都筑区南山田３丁目29番９号　Ｕテラス Ｂ―102
債務者　遠藤　初美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６９号
横浜市泉区和泉町4943番地２
債務者　笈川　翔子（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７３号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート２棟804号
債務者　山下　博子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１９号
福岡県柳川市金納25番地１の２　ルミエールガーデン１番館308号
破産者　増田　光彰
1　決定年月日　平成27年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２２５２号
北海道古平郡古平町大字新地町53番地
破産者　清水　　禅
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０１号
さいたま市中央区鈴谷４丁目９番24―1101号、旧住所さいたま市南区文蔵２丁目18番５号
破産者　斎藤　和秀
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係